

# 積立型投資信託規定

## 1. この規定の趣旨

- (1) この規定は、お客さまと当組合との間の「積立型投資信託」に関する取りきめです。
- (2) この規定に別段の定めがないときには、お客さまが指定された投資信託の「投資信託約款」、「目論見書」および当組合の「投資信託取引約款」(以下「取引約款」といいます。)の規定により取り扱います。

## 2. 積立型投資信託

「積立型投資信託」(以下「本サービス」といいます。)とは、毎月10日または25日のどちらかお客さまが指定する日(以下「指定引落日」といいます。)に、お客さまがあらかじめ指定した金額(以下「指定引落金額」といいます。)を、「取引約款」12. に定める指定預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)から引落し、お客さまが指定する投資信託(以下「指定商品」といいます。)を取得する取引を行います。

## 3. 申込方法

- (1) 本サービスのお申込みは、当組合所定の申込書に必要事項を記入し、お届出印を押印のうえ、「取引約款」2. (1)に定める「取扱店」(以下「取扱店」といいます。)に提出してください。
- (2) 本サービスのお申込みができる投資信託は、当組合所定の商品とします。
- (3) (1)のお申込みに係る指定商品が、収益分配金再投資商品である場合、当組合所定の手続により、本規定のほか、自動継続投資契約を締結していただきます。

## 4. 買付けの時期、金額等

- (1) 当組合では、お客さまの提出される申込書にしたがい、指定引落日に指定引落金額を指定預金口座から引落したうえ、所定の買付日に当該指定引落金額から手数料等(販売手数料および消費税等)を差し引いた残額により、指定された投資信託の買付けを行います。この場合、当該預金規定に定める手続を不要とします。
- (2) 指定引落日が当組合の休業日の場合、翌営業日を指定引落日とします。
- (3) 買付日が指定商品の目論見書において購入申込不可日とされている日に当たる場合は、その翌営業日を買付日とします。なお、指定引落日から買付日まで、指定引落金額は当組合においてお預かりします。なお、当組合がお預かりした金銭に対しては、利子等の対価はお支払いいたしません。
- (4) 買付日は指定引落日から起算して5営業日目とします。
- (5) 指定引落金額は、1万円以上1千円単位とします。
- (6) 年2回以内で、お客さまが指定する月の指定引落金額を、1万円以上1千円単位で増額することができます。

## 5. 手数料等

指定商品の買付けに必要な手数料等(販売手数料および消費税等)は、指定引落金額から当組合へお支払いいただきます。

## 6. 残高不足時の取扱い

- (1) 指定引落日における、指定預金口座の残高が当該指定引落金額に満たないときは、指定商品の買付けは行わないものとします。
- (2) 引落しは、現金もしくは現金化された小切手に対して行われます。また、引落しの結果、指定預金口座が当座貸越になるときは、指定商品の買付けは行わないものとします。
- (3) 本サービスに係る複数の指定商品の引落しを同一指定引落日に行う場合、その指定預金口座の残高が当該指定引落金額の合計金額に満たないときは、指定商品の買付けは一切行わないものとします。
- (4) (1)、(2)、(3)について、お客さまへ買付けが行われなかったことを通知しません。

## 7. 取引内容の報告

本サービスに係る指定商品の買付けについては、取引報告書を発行せず、取引残高報告書にて定期的に取引内容を報告します。

## 8. 指定商品の追加・届出事項の変更

- (1) 指定商品を追加するとき、または本サービスに係る届出事項を変更するときは、当組合所定の申込書を取扱店に提出してください。
- (2) 指定商品を変更するときは、現行申込内容をいったん終了のうえ、新たに当組合所定の申込書を取扱店に提出してください。
- (3) (1)、(2)は、適用される指定引落日の6営業日前までにお申し出ください。

## 9. 取扱いの停止

当組合は、次のやむを得ない事情により、本サービスに係る取扱いを一時的に停止することがあります。

- ① 指定商品に係る投資信託委託会社が、財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき
- ② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当組合が本サービスに係る取扱いを提供できないとき
- ③ その他当組合がやむを得ない事情により本サービスに係る取扱いの提供を停止せざるを得ないと判断したとき

## 10. 解約

- (1) 本サービスを解約するときは、当組合所定の申込書を取扱店に提出してください。
- (2) (1)の解約の申出は、指定引落日の6営業日前までに行ってください。
- (3) 6. (1)、(2)、(3)いずれかの取扱いが引き続き6か月以上継続する場合は、本サービスを解約させていただきますことがあります。
- (4) 次の一にでも該当する場合には、当組合はいつでも本サービスを解約することができるものとします。
  - ① お客さまが、指定預金口座または「証券振替決済口座管理規定」に定める振替決済口座を解約したとき
  - ② お客さまについて相続の開始があったとき
  - ③ 当該投資信託が償還されたとき
  - ④ やむを得ない事情により当組合が解約を申し出たとき

## 11. 免責事項

次の事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- ① 災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取扱いが遅延、失効または不能となったとき
- ② ①の事由により、指定預金口座への入金が遅延したとき
- ③ 申込書類等に使用された印影を指定預金口座の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき
- ④ 申込書類等に使用された印影が指定預金口座の印鑑と相違するため、解約その他本規定上の取扱いをしなかったとき
- ⑤ 電信の誤謬、遅滞等当組合の責によらない事由により取扱いが遅延、失効または不能となったとき

## 12. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

## 附 則

- 1 この規定は、平成28年10月3日から実施する。
- 2 この規定は、令和2年4月1日から実施する。